

返戻金制度について

□返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、入社後3カ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1カ月以内に雇用契約が終了した場合

70%を返還するものとする。

- (2) 入社後1カ月越3カ月以内に雇用契約が終了した場合

50%を返還するものとする。

※ 返戻金制度は、有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。

有料職業紹介事業許可番号/ 40-ユ-301208

株式会社CocokaraProduce

代表取締役 馬田 正道

